

# 岩見沢市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和4年7月28日 木曜日 午後2時50分から  
午後3時15分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	官 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 睦	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)

委員	干場克二	(議席32番)
委員	吉成朗	(議席33番)
委員	森一男	(議席34番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 欠席委員      委員      引頭一宏      (議席 4番)

5. 事務局出席	事務局長	土井盛慈
	事務局主幹	内山充人
	農地係長	森田佳章
	振興係主任	船戸崇之
	農業振興センター担当主査	山田勝彦

佐々木代理  
議 長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第7回総会を、開催いたします。  
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号22番池田委員、23番柿崎委員  
をお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議  
案6件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。  
(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですので、ご一読お  
願いします。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積  
計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹  
議 長  
内山主幹

議長、事務局主幹。

事務局主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の  
告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をい  
ただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4 ページ別紙1の上段の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権61番外3  
件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の使用貸借関係は一般分で、使用貸借3番の使用貸借  
による権利の設定です。

以上につきまして、告示第130号で令和4年6月30日に告示したことをご報告  
いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議 長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案5 ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回  
の願い出件数は岩見沢地区1件、栗沢地区1件の合計2件です。

まず岩見沢地区です。総会議案6 ページ、整理番号1番です。[ ]の  
土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、  
昭和40年10月10日、木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建ての居宅が建築されていること  
を、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。以上の案件につ  
いては、7月11日に引頭委員、高田委員、佐々木委員に現地を確認いただいております。

次に、栗沢地区です。総会議案同ページ、整理番号2番です。[ ]  
の土地について、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は、  
昭和30年月日不詳、木造畜舎が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認  
し非農地として証明いたしました。以上の案件については、7月11日に坂口委員、日  
笠委員、宇井委員に現地を確認いただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知  
の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査 議 長 山田主査	<p>議長、農業振興センター担当主査。 山田主査。 それでは、総会議案 8 ページ、議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。 議案 9 ページ、整理番号 1 番については、他の農業者に譲り渡すことから解約するもので、7 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。議案同ページ、整理番号 2 番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、7 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。 これらの各案件については、農地法第 1 8 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。 日程 7、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。</p>
船戸主任 議 長 船戸主任	<p>議長、振興係主任 船戸主任。 それでは、総会議案 1 0 ページ、議案第 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。 議案 1 1 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番から 7 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。</p>
議 長	<p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 日程 8、議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。</p>
森田係長 議 長 森田係長	<p>議長、農地係長。 森田係長。 それでは、総会議案 1 2 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 2 件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が 1 件、使用貸借権の設定が 1 件でございます。 議案 1 3 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、耕作困難なため所有する農地を無償で近隣農業者へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を無償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は、7 月 1 1 日に中林委員に、周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。 総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の貸主は、耕作困難なため所有する農地を使用貸借権の設定により後継者に貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。なお、申請地は 7 月 1 1 日に尾田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。</p>
議 長	<p>以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。</p>

日程 9、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長 議長、農地係長。  
議長 森田係長。  
森田係長 総会議案 1 4 ページ、議案第 4 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は 1 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案 1 5 ページ、整理番号 1 番、に記載の申請人は、現在居住している住宅が老朽化のため、申請地を転用し、新たに農家住宅を建築し、庭園、堆雪場、通路の造成を行うものです。申請地は、概ね 1 0 ha 以上規模の一団の農地区域内にある第 1 種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。本申請地は、7 月 1 1 日に周辺農地の利用状況等を含め、引頭委員、高田委員、佐々木委員にご確認いただいております。

議長 以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 1 0、議案第 5 号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

馬場委員長 最初に第 2 地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。  
第 2 地区常任委員会より、ご説明いたします。議案 1 8 ページ、所有権 6 5 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。馬場常任委員長は自席にお戻りください。

中林委員長 次に第 3 地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。  
第 3 地区常任委員会より、ご説明いたします。議案 1 9 ページ、賃貸借 2 9 番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けるもので、借主は、隣接する農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)  
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。中林常任委員長は自席にお戻りください。

干場委員長 次に第 6 地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。  
第 6 地区常任委員会より、ご説明いたします。議案 2 0 ページ、賃貸借 3 0 番の貸主は、後継者もなく耕作が困難なため農地を貸し付けて経営規模を縮小するもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第7地区の説明をお願いいたします。宇井常任委員長。

宇井委員長

第7地区常任委員会より、ご説明いたします。議案21ページ、賃貸借31番の貸主は、遠隔地に居住し、後継者もなく耕作が困難なため引き続き農地を貸し付けるもので、借主は、引き続き農地を借り受けて、経営の安定を図るものです。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。宇井常任委員長は自席にお戻りください。

日程11、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

高田委員

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。高田担当委員。

それでは、総会議案22ページ、議案第6号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。去る、7月11日に、引頭委員、佐々木委員とわたくし高田、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は4件です。

議長

まず、総会議案23ページ、整理番号1番 [ ] の土地は、年月日不詳ですが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、倉庫及び資材置場となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番 [ ] の土地は、昭和47年1月31日から、宅地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、車庫が建っており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番、 [ ] の土地は、年月日不詳ですが、宅地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

議長

次に、総会議案25ページ、整理番号4番、 [ ] の土地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。高田委員は自席にお戻りください。

志賀野委員

次に、北村地区について、説明をお願いします。志賀野担当委員。

それでは、北村地区の説明をいたします。去る、7月11日に、川北委員、小倉委員とわたくし志賀野、事務局船戸主任により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は1件です。

総会議案25ページ、整理番号5番、 [ ] の土地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、池となっており、樹木が自生する等し、農地性は認められないものと判定しております。

す。

議長

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。志賀野委員は自席にお戻りください。

日笠委員

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。日笠担当委員。

それでは、栗沢地区の説明をいたします。去る、7月11日に、坂口委員、宇井委員とわたくし日笠、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は1件です。

総会議案25ページ、整理番号6番、

の土地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、雑種地となっており、樹木が自生する等し、農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。  
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。  
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。日笠委員は自席にお戻りください。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月8月の総会ですが、8月30日(火)午後2時30分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

来月8月の現況証明願いの現地調査は、8月10日(水)午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、2番黒田委員、8番岩瀬委員、10番米内山委員、12番山田委員、13番尾田委員、17番長森委員、31番近田委員、32番干場委員、34番森委員となりますので、よろしくお願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

